

参 考

主要介護給付等費用適正化事業を拡充する市町村に係る平成20年度の地域支援事業の額に関する特例

趣 旨

- 保険者においては、税及び保険料を財源とする地域支援事業の任意事業の1つとして、介護給付等費用適正化事業を実施している保険者もあるが、現行の地域支援事業全体の上限額及び包括的支援事業・任意事業の上限額の範囲内では、十分な経費を確保できない保険者も多数ある。
- このため、介護給付等費用適正化事業が介護給付の適正化に資することに鑑み、当該事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（主要介護給付等費用適正化事業）を平成20年度に拡充する保険者については、同年度に限り、地域支援事業の上限額の特例を設ける。

- ※ 主要介護給付等費用適正化事業
 1. 認定調査状況チェック
 2. ケアプランの点検
 3. 住宅改修等の点検
 4. 医療情報との突合、縦覧点検
 5. 介護給付費通知

財政上の問題で、適正化事業の推進を図ることができない保険者に対する制度面での支援